

事務連絡  
令和2年4月17日

別記 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々の  
感染予防、健康管理の強化について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、かねてより必要な対応をお願いしているところですが、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出される一方、介護事業者などは支援が必要な方々の保護の継続等に不可欠な業務を行う事業者とされております。

こうした状況に鑑み、すべての職場で働く方々の感染を防止するために、職場における感染予防、健康管理の強化に向けて、職場において事業者、労働者が一体となって、それぞれの事業の特性も踏まえつつ、対策に取り組んでいただくことについて、厚生労働省労働基準局長より労使団体の長あてに「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」が発出されました。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知についてご協力をお願いいたします。

(別記)

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会

特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会

一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会

高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

一般社団法人 全国介護付きホーム協会

一般社団法人 高齢者住宅協会

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

一般社団法人 日本福祉用具供給協会